

## ●年金請求には添付書類が必要

公的年金は、請求手続きをしなければ、受け取ることができません。たとえば、老齢年金を受け取る権利が発生する人に対しては、受給開始年齢に到達する3か月前に、基礎年金番号、氏名、生年月日、年金加入記録などをあらかじめ印字した「年金請求書（事前送付用）」が日本年金機構から本人あてに送付されます。

この年金請求書に必要な事項を記入し、必要書類を添付し、提出します。添付する必要書類は、請求者に加給年金の対象となる配偶者や子がいるかないか、雇用保険に加入したことがあるかないかなどで異なります。たとえば、加給年金の加算対象となる配偶者がいる場合には、戸籍謄本、世帯全員の住民票、配偶者の所得証明書、受取先金融機関の通帳等のコピー、雇用保険の被保険者証のコピーが必要になります。

ただし、マイナンバー（個人番号）を利用することで、一部の書類の添付を省略することができます。以下で、この点について説明しましょう。

## ●添付書類の省略について

## ① 本人の生年月日を明らかにできる書類

年金請求書に記載された本人の生年月日の確認のため、「戸籍謄本」「戸籍抄本」などの書類が必要となります。ただし、マイナンバーが登録済みの人（年金請求書の該当ページに「マイナンバーが登録済みの方：1」と印字されている）は、原則として添付を省略することができます。

## ② 受取先金融機関の通帳等

金融機関名、支店名、口座番号等が記載された部分を含む預貯金通帳またはキャッシュカードのコピーが必要です。ただし、「公金受取口座（デジタル庁に登録が必要）」を指定する

場合、受取先金融機関の通帳やキャッシュカードのコピーの添付は必要ありません。

## ③ 加給年金の加算対象となる配偶者や子がいる場合

## a 戸籍謄本（記載事項証明書）

配偶者および18歳到達年度の末日までの間にある子については、請求者との続柄等の確認のため、戸籍謄本（記載事項証明書）が必要です。戸籍関係の書類は、マイナンバーが登録されていても省略することはできませんが、今後、マイナンバーの活用による戸籍証明書等の添付省略が予定されています（時期未定）。

なお、従来、戸籍謄本は、本籍地の市区町村窓口での発行でしたが、戸籍謄本等の広域交付制度により、今年3月1日から本籍地でない市区町村の窓口でも発行可能となっています。

## b 世帯全員の住民票の写し

請求者との生計維持関係確認のために「世帯全員の住民票」の写しの添付が必要になります。

## c 配偶者の収入が確認できる書類

生計維持関係確認のために、配偶者に関する「所得証明書」「課税（非課税）証明書」などの書類の添付が必要になります。

## d 子の収入が確認できる書類

生計維持関係確認のため、義務教育終了前の子以外は、「在学証明書」や「学生証のコピー」などが必要です。なお、b～dは、年金請求書にマイナンバーを記入することで、書類の添付が省略できます。

## ④ 雇用保険関係の書類

雇用保険に加入したことがあり、現在も加入中の人、または最後に被保険者でなくなった日から7年以内の人は、「雇用保険被保険者証」などのコピーの添付が必要です。ただし、雇用保険の被保険者番号とマイナン

バーが紐づけされている場合は、雇用保険関係書類の添付を省略できます。紐づけされているかどうかは、日本年金機構で確認できます。

以上のことから、老齢年金の請求者が単身者である場合、または加給年金の対象者がいない人は、マイナンバーが登録済みで、かつ、雇用保険の被保険者番号が紐づけされており、年金受け取りに公金受取口座を指定する場合は、添付書類をつけなくても、年金請求が可能となります。

## ●老齢年金の電子申請がスタート

この6月3日から、パソコンやスマートフォンによる老齢年金電子申請の受付がスタートしました。これを利用すれば、年金事務所に出向くことなく、年金請求の手続きが完了します。ただし、老齢年金の電子申請対象者は、2024年6月時点で次の条件をすべて満たした人になります。

- 年金の未加入期間や未統合記録がないこと
- 共済組合員期間がないこと
- 保険料納付済期間と保険料免除期間が25年以上であること
- 障害年金など他の年金を受給していないこと
- 配偶者や子がいないこと
- 公金受取口座を指定できること
- 繰上げ・繰下げを希望しないこと
- 後見人等の登録をしていないこと

さらに、電子申請を利用するには、事前にマイナポータルの利用者登録、公金受取口座の登録、マイナポータルとねんきんネットの連携手続きを済ませておかなければなりません。なお、電子申請が可能な対象者には、「年金請求書（事前送付用）」にリーフレットが同封されています。

日本年金機構では、電子申請による老齢請求の普及を促進させていく方針のようですが、現時点では、電子申請で老齢年金の請求ができる人が限られており、かつ、事前の設定が煩雑で、使い勝手が良いといえない状況です。